

「第3回アドバイザー会議」における評価区分及び評価内容

調書番号:5 事業名:希少野生動植物種保護調査事業費

アドバイザー	評価区分	評価内容
小澤アドバイザー	「要改善」	<p>・希少野生動植物種の生息、生育状況調査、条例に基づく採取、捕獲の禁止などの規制、普及啓発看板や保護柵の設置などの保全対策は、希少野生動植物種を守って行くために絶対に必要。地球温暖化によって地球環境のバランスが崩れて行っている中で、豊かな環境と自然を守って行くためには、今後も、希少野生動植物種保護専門員、研究団体及びレッドデータ作成委員等による調査等を継続的に実施して行く必要がある。</p>
村上アドバイザー	「要改善」	<p>・自然環境保護のために、希少動植物の保護は非常に重要。今後は、県民への周知方法を検討していく必要がある。希少野生動植物種保護専門員や、現在、調査に携わっている研究団体などを通じて、県民と情報共有する必要がある。また、環境省生物多様性センターや県内の大学と情報共有しつつ、この調査を継続していただきたい。</p> <p>モニタリング調査に係る報告の方法については、他県では報告一件あたりの単価を定めるなど、様々な取り組みをしているので、他県の方法も参考にしつつ、報酬や金額のあり方、報告の方法を検討していただきたい。</p>
小口アドバイザー	「要改善」	<p>・希少動植物の状況は、多分年々厳しくなっている。本県はこの分野では先駆者であるので、更に保護の体制を強化するためにどうしたらいいのかという観点から検討をしていただきたいということで要改善。</p> <p>具体的には3点。一点目は、希少野生動植物種の異常に対して、大きく変化があった件について報告するというルールを改め、小さな変化も報告するような仕組みに変更をお願いしたい。二点目は、希少野生動植物種は、皆で守って行かなければいけないと思うので、県、国、市町村と関連団体も巻き込んだ保護体制を作っていただきたい。この体制の中で、定期的な情報交換や、異常を発見した時の連携、連絡体制、県民への啓蒙活動など、関係者の役割分担なども組み立てていただきたい。</p> <p>また、有効であれば、監視カメラの設置などの保護対策なども検討してもいいのではないかと。</p>

「第3回アドバイザー会議」における評価区分及び評価内容

調書番号:5 事業名:希少野生動植物種保護調査事業費

アドバイザー	評価区分	評価内容
		<p>3点目は、提案になるが、県の森林総合研究所で、絶滅危惧種を増殖する取り組みを行っているとの報道があった。山梨県は希少野生動植物種の保護、保全の分野で先進県であるので、体制の強化とともに、増殖についても検討を進めていただきたい。</p>